平成２７年（フ）第９６号
兵庫県川辺郡猪名川町荘苑２丁目６番地10、前住所東京都大田区大森南１丁目４番２号サンライズマンション102
債務者　志方　和美
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
奈良県生駒市西松ヶ丘16番７号　富士見荘１
債務者　トピークラフトこと　雪本　義隆
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２３７号
奈良市杏町542―１　ロイヤルハイツ中谷Ａ202、住民票上の住所大阪府八尾市木の本２丁目58番地の12
債務者　堀田　恵司
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２６３号
奈良県生駒郡平群町西宮２丁目10番36号　岡田ハイツ101号
債務者　岡村　尚子（旧姓盛兼）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５９７号
広島市安佐南区古市４丁目４番17―304号
債務者　山野　寿恵
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９０号
愛媛県新居浜市船木甲2663番地の４
債務者　鴻上　裕孝
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第９４号
愛媛県西条市飯岡1876番地14　Ｔ・パストラル102号、前住所愛媛県西条市飯岡1952番地１号
債務者　笠岡　　剛
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第７２号
福岡県嘉麻市山野1331番地１　山野県営住宅２棟103号
債務者　松尾　仁美
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２８５号
大分市坂ノ市南４丁目１番29号（サンガーデン愛Ａ101）
債務者　千木　未希（旧姓羽廣）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４９号
大分県宇佐市大字金屋339番地の１　市営十三掛団地200棟206号
債務者　岡田　幸男
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第２１２号
宮崎市神宮２丁目２番85号　神宮シティハイツＷ102号
債務者　猪俣　敦志
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５０号
宮崎県児湯郡新富町大字上富田3672番地　県営天井丸団地Ｅ棟　101号
債務者　脇田　ゆか（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８０号
金沢市池田町２番丁28番地、従前の住所石川県小松市島町チ171番地（従前々の住所）富山県滑川市加島町３番地１
債務者　井村　竜一
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１９４号
金沢市木越町タ187番地
債務者　大川　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２１０号
金沢市笠舞２丁目37番19号
債務者　金田　倫知
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第４４号
長野県上伊那郡辰野町大字小野1143番地　町営町屋敷団地５号
債務者　山田　邦彦
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１７６号
兵庫県宝塚市平井山荘21番10号
債務者　中川　武夫
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係